

「（仮称）西田敏行メモリアルコーナー」設置業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和8年4月10日制定

〔政策開発部選ばれるまち推進課〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、「（仮称）西田敏行メモリアルコーナー」設置業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施要領の作成に関する事。
- (2) 選定基準の作成に関する事。
- (3) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関する事。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

（組織等）

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

- 2 委員は、政策開発部長、政策開発部次長、選ばれるまち推進課長、歴史情報博物館長、美術館長、選ばれるまち推進課長補佐、広聴広報課広報係員、観光政策課観光交流係員とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

（委員長の職務等）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、政策開発部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は審査を実施するにあたり会議を開催することができる。

- 2 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 5 会議は、非公開とする。

（選定基準）

第6条 選定基準は、「（仮称）西田敏行メモリアルコーナー」設置業務委託に係る契約候補者選定基準に定める。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、政策開発部選ばれるまち推進課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月10日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。